

Title	労働者を圧迫したる英国法制の沿革一斑(上)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.2 (1919. 2) ,p.149(1)- 166(18)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190201-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190201-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む望を記附御旨る依に告廣誌維會學田三は節の文注御へ主告廣)

流行の

スタイル

優秀の

テロリーイング

洋服各種陳列

トーハデ東京

洋服界

之權威

東京デパート

メントストア

神田

神保町角

電本三二四一

三田學會雜誌 第十三卷 第二號

論 說

労働者を壓迫したる英國法制の沿革一斑(上)

堀江 歸一

英國に於て労働者を壓迫する法制が種々の方面に施行せられて、年を経ること、甚だ久しく、而して是等法制の内には、不合理のもの亦少なからざりしと雖も、世間に於て之に對する非難攻撃の簇生するに至れるは、十八世紀の末期より十九世紀の初頭に及ぶ二三十年の間に外ならざりき。其以前に殆ど形跡の存せざりし法

第十三卷 (一四九)

論 說

労働者を壓迫したる英國法制の沿革一斑

第二號

一

制反對の運動が上記の時代に於て、特に熾盛と爲れるに就ては、其原因を當時の經濟狀態に求めざる可からず。之を概言すれば、十八世紀末英國に於ては、仕事に乏しく、賃銀低く、勞働時間長く、勞働の條件の著しく勞働者に不満足のものたりし事實を蔽う能はざりき。仕事の乏しきは、連年の戦争又は戦争再發の風聞に基き、軍需品運送業に關するもの、外、一般の産業は不振の狀態に居れり。隨て賃銀の如き、熟練勞働者にして尙ほ一週十八志乃至二十志の低さを示し、普通勞働者に至つては、通例十志乃至十二志を平均とし、地方の農業勞働者は六志乃至七志を常とし、其九志に上るのもの、如き、格外を以て、目せられたり。斯る低廉なる賃銀の率を引上ぐるに就て、倫敦の熟練職工は或る種の運動を試み、マンチエスターの職工亦同様の舉に出でたり。蓋し大都會に於ては、地方小都會に比較して、家賃、食料の代價共に高く、且つ勞働者は自家の住宅より仕事場に至る長距離の里程を歩行するの必要あるを以て、後者に於けるよりも、前者の賃銀の高率に居るは、當然の道理にして、備者亦之を承認したりと雖も、勞働者より賃銀増率の請求を受くるに當り、之を容るゝに躊躇するもの甚だしかりき。

次に勞働時間に就て見るに、其長短は各種の事業を通じて、同一なる能はずと雖も、之を概観すれば、十九世紀前半一週間に於ける勞働時間の六十時間を數ふるものは建築業、機關工業等にして、他の事業に於ては、七十二時間又は八十四時間に上り、或は之を超ゆるもの少からざりき。斯る狀況の下に於て、勞働時間短縮の運動の起るは、當然にして、倫敦の建築工組合先づ此運動を開始し、土曜日の終業時間を午後四時限りとし、家庭の主婦をして土曜日に家長の受取りたる賃銀を以て、種々の必要品を購入するの餘裕を收めしむることとし、漸次此慣例を他の仕事に及ぼすことゝ爲れり。勞働者の一般的勞働條件に就ては、後日工場法の制定并に改正鑛山法其他の特別法并に公衆衛生法の制定に依て、保護の加へらるゝを見られたれども、十九世紀の前半に於ては、是等保護法の制定せらるゝもの頗る遅々たりしのみならず、資本家は特に自家の利益と爲る可き習慣を存置して、勞働者に及ぼす損失を顧みざりき。例へば資本家が勞働者に賃銀を支拂ふに當り、特に土曜日の夜間に之を延期したるが如き、又酒舖に於て其支拂を爲したるが如き、之に相當する事例を以て目するを得べし。

如上の狀況は固より一般人民に不利の影響を及ぼすの事實として認む可しと雖も、特に労働者に不利なるは之を争う可からず。而して當時労働者が法制上の束縛の然らしむる所として、各自の結社又は相互扶助に依り、斯る狀況を脱する能はざりし一事は労働者に及ぼせる不利の影響の最も大なるものとして、之を指摘せざる可からず。換言すれば當時の労働者は孤立して、自他相扶けず、個人の行動にして處罰せらるゝものあると共に、團體の行動亦違法に屬し、違反者は獄に投せられたり。就中労働者の利害に反することの大なりしものは、即ち結社法に外ならざりき。労働者の結社を禁止する目的を以て、英國に制定せられたる法制は、其數に於て少なしとせず。千三百四年乃至五年エドワード第一世の即位第三十二年徒黨刑罰法の制定せられて以來、種々の法制相次いで行はれ、千八百十七年ジョージ三世即位第五十七年に於ける現行の法制は三十四の多きに上り、其前後五百十二年に於ける改廢に至つては、之を數ふるの邊あらず。唯此間を通じて、一の特徴を以て目す可きは、結社法の下に於て労働者に對して規定せらるゝ所のものが漸次嚴酷と爲り、且つ一般に及べるの一事にして、例へば千七百九十九年乃至千

八百年の結社法は千七百九十九年の結社法よりも嚴酷と爲り、更に千八百一年の結社法は前年の立法に比較して、酷烈を加へたるが如き、此事實の一端を示すものとす可し。試に千八百年より千八百二十四年に至る二十五年間實施せられたる結社法の要項を擧ぐれば、左の如し。

(一) 労働者にして或る賃銀率を以てするの外、労働せず、他人の着手したる仕事を完成せず、又或る時間或は時期に於ける外、労働せざることを約定を他の労働者と結びたる場合には、之を徒黨と認め、初犯者には十磅の罰金を課し、六日以内に之を納附せざる者は二十一日間の禁錮に處し、再犯者には二十磅の罰金を課し、滞納者は頭手架に架し、第三犯者には四十磅の罰金を課し、滞納するときは、兩耳中の一を剪ることとす。

(二) 千八百年七月二十九日以後賃銀上進、労働時間の減少又は變更、仕事の分量縮小等に關し、又は或る人の仕事に就くことを妨害する目的を以て、労働者製造業者其他の人の間に締結せられたる契約は總て違法とし、従前締結せられたる此種の契約亦無効のものとする。

(三) 總て労働者は上記の如き違法の契約に干與す可からず。斯る契約を締結したる後三個月以内に自首したるときは、三個月内の禁錮に處するか、又は二個月以内懲治檻に收容して、苦役を課す。

(四) 或る労働者にして賃銀上進、労働時間減縮、仕事の分量縮小其他本法に違背する目的を以て、結社を設けたるもの、他人に金錢を與へ、又は勸誘、懇請、脅迫其他の方法に依り、失業者又は職業を求めつゝある者の就職を妨害するもの、前記の目的を以て、脅迫、勸誘其他他人の意思を左右する方法を用ひ、現に就職しつゝある者をして其職を去らしむるもの、製造業者が適當と認めたる職工を使役せんとするに當り、之を妨害するもの、現に或る職業に就ける労働者にして、正當の事由なくして、他の労働者と共に労働することを拒絶したるもの等には前項同様の刑罰に處す。

(五) 労働者にして本法の違法とする契約を締結し、又は不法なる目的を選せんとする結社を設けんとして、開催せらるゝ集會に出席し、他人を勸誘懇請脅迫して、斯る集會に出席せしめ、又は斯る不法の結社を成立せしむる爲めに、金錢を醜

出したるものは、前項同様の刑罰に處す。

以上掲ぐる所を一瞥せんか、十九世紀の初葉に於て、尙ほ斯る法制の行はれて已まざりしは、寧しろ驚嘆に値するの事實なりとせざる可からず。即ち人が自由の意思を以て、締結したる契約が無効と爲り、其當事者が罰金又は禁錮に處せらるゝが如き、治安判事は主として傭者階級に屬し、審判の如何に就て利害關係を有するが如き、賃銀を低下し、労働時間又は仕事の分量を増加せんとする傭者の計畫に對しては、何等の制裁の加へられざりしが如き、労働者は罰金を支拂う可き資力を有せざる爲めに、専ら禁錮刑に服せざるを得ざりしが如き、労働者の僚友にして、刑辟に觸れたる労働者に助力を與ふるときは、直に犯罪者と爲るが如き、労働者を壓迫することの最も甚だしきものと稱す可く、サー、トーマス、アースキン、メイが英國憲法史に於て、今や壓迫的法制は完成したり、吾人は悲慘の感なくして、之を見る能はず、斯の如くして英國の民衆憲法は中止せられたりと云へるもの、偶然に非ざるなり。元來英國には徒黨に關して嚴重なる制限の行はるゝものあり。即ち人が(一)罪惡を犯すの目的を以て、(二)公衆が充分の利害を有する私權を蹂躪するの目的を

以て、換言すれば實質的に公衆の利害に影響する不法行為又は契約破毀を行ふ目的を以て、(三)一般に承認せらるゝ道徳又は公共の政策に違背する目的を以て、聯合するときは、之を徒黨として所罰したり。既に斯る法制の動かす可からざるものあり。而して労働者の結社が或は罷業中の労働者の生活を補助する爲めに資金を醜集し、或は傭者に賃銀増加労働時間短縮を強要するの所業ある以上は、之を徒黨と認めて、法律上の取締を加へんとするに至る所以なり。

思ふに當時の輿論が結社法の如き苛酷なる法制を是認したる理由は第一公衆が結社に就て恐怖心を懷きたると、第二家長的政治の傳習に支配せられたるもの二點に歸するを得べし。労働者の結社に就て公衆の恐怖するは、畢竟結社を背景とする労働運動に暴行の随伴し、爲めに政治上の状況に動搖を生ずるの事實に基づくもの、如しと雖も、後日の事實に徴せんか、結社を禁止したることの却て政治上の平和を害したる事蹟を掩う能はざるなり。更に家長政治に於ける關係に就て考ふるに、此政治の型式を信奉したる人は、二個の信念を有したり。第一労働者は相當の賃銀即ち習慣賃銀を以て、労働するの義務を有すること、第二國家は職業に

就くを得ざる労働者に生活の資を給するを以て、彼等は賃銀の増率を強要するの自由を有せざることを是れなり。即ち千八百年の結社法は千八百年當時に於ける輿論の産物にして、更に當時結社法と相關聯したる家長政治の實際に徴して、攻究するときは、事の可否は自ら別問題とし、當時の英國に於て労働者は結社に依て、各自の地位を向上する自由を奪はれたる代りに、國家の賃銀補給制度に依て、生活上或る程度の補助を受け、社會生活の最低限度に對する保證を收むるを得るの地位に居れるものなることを認む可し。蓋し賃銀補給制度は千七百九十五年パークシャー州に始まり、同州の治安判事は労働者の收得する實際の賃銀にして、判事の適當と認めたる賃銀額に充たざるときは、其差額を地方稅收入より交付するを以て、大體の主眼とし、適當の賃銀額を決定するには、當時に於ける麵麩の代價と家族の員數とを標準とす可く、例へば麵麩一ガロンの代價一志八片なるときには、獨身者は四志七片、夫婦は六志八片、夫婦并に五人の兒童を有する家族は十七志六片の補給を得たり。即ち斯る補給は労働者をして社會に於ける最低限度の生活を維持せしむるに足る可しと雖も、此故を以て、労働者が結社の力を藉りて、自己の適當

と認むる程度まで賃銀を上進せしめんとする行動に對して、法律上の禁遏を加ふるは、労働者を遇するに、奴隸を以てすると異ならざるなり。

## 二

以上の如き法制を以て、労働者を壓迫し、或は總ての結社を禁止し、或は相互の扶助を制限したるが故に、之に對して労働者の取る可き路は二途に限られたり。即ち壓迫に黙従するか、又は結社を敢てして、其責に任ずるか、是れなり。當時労働者の多數は前者の態度を取れりと雖も、少數者に至つては、然らず。其或る者は秘密結社を組織し、他の或る者は千七百九十三年の共濟組合法の規定を利用して、結社法に禁止せられたる目的を達するの手段に出で、結局結社法を廢棄するの目的に突進したり。而して斯る運動の労働者間に起れると同時に、世人の注意も亦法制の不正なると、刑罰の苛酷なるとの二點に向ひ、下院の内部に於ては、ジョセフ、ヒュームの如き専ら調査委員會の組織に就て斡旋し、院外に於てはフランシス、ブレースの如き人士之を援助し、斯くて千八百二十四年委員會の成立を告げたるが、同委員會が結社法の存廢に關して報告したる意見の要點は之を左の十一項に簡約

するを得べし。

(一) 委員會に於ける證言に據るに、労働者の結社は英蘭、蘇格蘭并に愛蘭に起り、賃銀を引上げ、労働時間を限定し、主人の好む徒弟并に其他の者を使役する自由を制限するの所業を爲し、而して結社の起るや、同盟罷業又は仕事の停廢は之に伴ひ、斯る結社を妨遏せんとする法律は何等の效果を生ぜざりき。

(二) 屢々長期に亘る同盟罷業に伴へる平和の破壞并に暴行は労働者の結社の結果として發生し、主人并に労働者に損失を加ふると同時に、社會にも亦著しき不便と損害とを及ぼしたり。

(三) 主人は屢々労働者の賃銀を引下げ、賃銀増加の要求を拒否し、労働時間を限定し、時に自己の提示したる條件を承認せざる労働者を解僱する爲めに、團結したり。

(四) 律令又は習慣法に依て、労働者が起訴せらるゝや、彼等の多くは賃銀の引上其減少に對する反抗、労働時間の限定を目的として、結社を爲したるの故を以て、或る期間の禁錮に處せられたり。

(五) 主人も亦賃銀の低減、労働時間の延長を行ふ爲めに、結社を爲したるの故を以て、告訴せられたれども、處罰せられたるの例を見ず。

(六) 法律は主人又は労働者の結社を妨遏するの效力を有せざりしのみならず、當事者多數の意見を以てするとき、相互の不信、反感を刺戟し、結社に強暴なる性質を與へ、社會の平和に危険を及ぼしたり。

(七) 本委員會は主人并に労働者は賃銀率、労働時間に關する制限を脱し、各自の適當と認むる約定を爲すの點に於て、全然自由の地位に置かる可きものなるの意見を有す。

(八) 隨て以上の點に干渉する律令は總て廢棄せらる可く、主人又は労働者の平和的會合を徒黨として、起訴するが如き習慣をも亦修正せらる可きものとす。

(九) 法律上共濟組合たるものが其醜集したる資金を以て、結社を助長し、同盟罷業を援助し、罷業と共に、暴行脅迫の伴へるの事實あるは、委員會の遺憾とする所にして特に下院の注意を望まんとす。

(一〇) 主人并に労働者の間に仲裁に依て、爭議を解決するの慣例は良好の結果

を齎したり。隨て仲裁に關する法律を整理統一し、且つ總ての事業に之を適用するは、最も希望す可き所なり。

(一一) 結社法廢止に當り、脅迫、勸誘、暴行等に依り、自己の最も有利なりと認むる方法に資本又は勞力を應用せんとする自由に妨害を加へんとする主人并に労働者を處罰する法律を制定せざる可からず。

以上の報告は當時政府并に備者階級が社會の安寧を維持するに必要なりと認めたる法制に一大鐵槌を下し、法律の無效力、秘密結社の横行、共濟組合の悪用等を以て、結社法廢止の理由に充て、且つ結社法廢止の後に、之に代つて如何なる法制を制定す可きやの方針を暗示したるは、大に注目し値する所とす可く、要するに委員會は備者并に労働者が彼等の適當と認むる賃銀并に労働條件に關する契約を締結するに當り、完全なる自由を彼等に與へ、其手段として從來法制上に存したる制限を脱せしめんとしたるものに外ならざるなり。

三

上記委員會報告の結果として、第一に發現したるは、結社法の廢止にして、之に次



げるものは、結社法に代る可き法律の制定なり。結社法廢止に關する法律の前文に於ては、労働者の結社、賃銀の決定に關する法律は之を廢止し、労働者の結社は之を刑罰より除外し、労働者の就職を妨害する計畫は之を所罰するを必要と認むるを以て、本法を發布すと云ひ、第一條に於ては、労働者の結社を違法としたる三十四の法律を廢止し、第二條に於ては、労働者にして賃銀を上進決定し、労働時間を減少、變更し、仕事の分量を減少し、契約期限前に他人に労働を廢棄し、仕事の完了前に仕事を廢棄し、仕事に就くを拒否することを勸誘し、仕事の方法を左右する爲めに、結社を設くるも、徒黨として起訴せられず、習慣法又は律令に於ける刑罰に處せられざることを規定し、第五條に於ては、人體、財産に對する暴行、強迫に依て、他人をして契約期限前又は仕事の完了前に職業を去るの已むを得ざるに至らしめ、機械道具、物資、材料等を損傷し、又は他人の或る仕事に就かざることを妨害したる場合、人體、財産に對する暴行、他人に對する強迫に依て、賃銀の上進、労働時間の減少、變更、仕事の分量に於ける減少、製造其他仕事の方法に關する規則決議等に他人をして服従せしめ、又は服従せしめざることを強要したる場合、人體、財産に對する暴行、強迫に

依て、主人又は其代理者をして仕事を行ふ方法に變更を加へしめたる場合には、違犯者并に其幫助者を二個月以内の禁錮に處することを規定し、第六條に於ては、第五條に掲げたる諸種の違反行爲を爲すの目的を以て結社に加入する者に刑罰を加ふることを規定したり。

以上の法律が公布せらるゝや、僱者を驚愕せしむるもの甚だしく、彼等は其廢止を主張して已まざりき。固より第二條の規定は、労働運動に多少の便宜を與ふるの效果ありと雖も、第五、第六の兩條に於ては、或る行爲を指定し、其個人に依て爲されたと結社に依て爲されたとを問はず、總て之を犯罪とする以上は、恰も労働者は第二條の規定の下に、結社を設くるの權能を有することゝ爲れるに拘はらず、結社の目的を達する方便は一切違法と認められたるの趣なき能はず。然も僱者階級の攻撃甚だ盛なるを以て、法律公布の翌年即ち千八百二十五年四月に至り、下院はハスキントンの動議に基き、該法律の效果を審査する委員會を組織したり。而して此委員會は諸種の事情を綜合して、結社禁止解除法の效果を否定するに至らざりし一方に、同法制定後諸地方に同盟罷業頻發したりと雖も、其性質の狂暴な

らざりし事實は大に人心を緩和し、舊時の如き結社法を復活するを以て、危険なりとする旨を報告したり。隨て千八百二十五年新法律に於て多少守舊的意見に律せらるゝを免かれざりしと雖も、尙ほ其第四條に於て賃銀率、労働時間の改正を目的として、集會を行ふ場合には、本法に定むる罰則を適用せざることを、するに止めたり。是れ法律に於て違法のものを指定するよりも、合法のものゝみを指定して、以て結社に依る労働運動の効果を限定するを必要とするの意見に基けりと認め可く、而して此改正は爾來五十年間英國に於ける現行法と爲り、其間に於ける職工組合の發達、労働者の社會的地位の上進と相俟つて、再度の改正を必要とするに至れる次第なり。

千八百二十四年の法律と千八百二十五年の法律とは相違の點あると共に、類似の點あり、往々混淆せらるゝを以て、以下兩者を對照して、異同を明にす可し。先づ類似の點を擧ぐるに、兩者共に千八百年の結社法に於ける規定を覆し、勞力の方面に所謂自由貿易を行はんとするは、即ち一にして、此見地に基き、主人并に労働者の双方に彼等が勞力を賣買する條件を決定するの自由を認め、又労働の賣買は一般

貨物の賣買と同じく、自由契約の條項なることを明にし、斯くて結社法を廢止し、又結社を非とする他の法制をも廢止したり。而して一個の労働者又は一個の主人が他の暴行脅迫に依て契約上の自由を失はんとするの恐あるを以て、斯る暴行脅迫を行ふ者に對して嚴重なる制裁を課したるは、兩法に共通する所にして、要するに各法律の下に労働契約を自由にし、賃銀の増減を目的とする結社は之を禁止せざるも、個人又は結社が各自の適當と信ずる労働契約を締結する權利に干渉を加へざることを、したるものなり。一方に兩法の相違する所を數へんか、千八百二十四年の法律は労働者に對し、又主人に對し、商業上の目的を以て、結社を設くるの自由を認め、且つ結社をして徒黨に關する法律の適用を免かれしめ、唯或る特殊の目的例へば労働者を強要して、職業を去らしむるが如き目的を以て、暴行脅迫を加ふるに對して、刑罰を加ふるに止めたり。然るに千八百二十五年の法律に於ては、先づ如何なる目的の下に行はるゝを問はず、個人契約の自由に干渉し、又は主人の適當と認むる方法に營業を經營する權利に干渉する場合には、課するに刑罰を以てし、次いで間接に労働者并に主人に賃銀率を協定するの權利を與へたれども、一方

に結社に對して、徒黨に關する法律を適用する制度を復舊したり。故に千八百二十五年の結社法を概括すれば、第一總ての結社は同年の法律に認められたる範圍内の權利を有するものに非ざれば、之を徒黨とすること、第二同盟罷業は必ずしも徒黨に非ずと雖も、時に徒黨の行爲とするを得べく、職工組合は商業を制限する結社たる以上は、少くとも之を不合法の組合とす可く、隨て其組合員たることは犯罪に非ざるも、法律上の保護を請求するを得ざることを二點に歸着す可く、當初の結社法は廢止せられたるに拘はらず、尙ほ労働運動の發展を妨害する規定の依然として存在したるは、疑を挾む能はざるなり。

### ハリファックス卿の貨幣改鑄を中心として

#### 喚起せられたる貨幣論争(其三)

高橋 誠 一 郎

九

次で Lowndes は其理由を説明して曰く、(第二)地金たる本位銀の價格は種々なる必然或は不必然の原因に基きて結局英國内に其大缺乏を來したるが爲に、一オンス六志五片に騰貴せるが故に、鑄貨たる銀の價値は各クラウンに就き六志三片の原基に陸高せしめらる可きものなり。這般の理由は「鑄貨たる銀の外附的價値が是迄地金たる銀の價格よりも少なく、又將來に於て少なかる可き時は、鑄貨は常に溶解せられ而して又溶解せらる可きものなり」と謂へる數學上の公理にも比す可き明白なる眞理に基礎を有するものなり。縦令利益の爲にする鑄貨の溶解は國法の所罰を免れざる所なるが故に (Edward 三世の第九年及び Richard 二世の第十